



公式通知 No.10-1

■特別規則書の誤記訂正

以下の通り、誤記訂正する。

1) 第21条 出場車両 21-1

訂正前) (前略)・・・第 24 条に合致していなければ・・・(後略)

↓

訂正後) (前略)・・・第 23 条に合致していなければ・・・(後略)

2) 第21条 出場車両 21-2

訂正前) (前略)・・・上記22-1の規定は適用されず、主催者により公認された車両(21-7の表参照)で第23条・第24条に合致していなければならない。

↓

訂正後) (前略)・・・上記21-1の規定は適用されず、主催者により公認された車両(21-7の表参照)で第22条・第23条に合致していなければならない。

3) 第21条 出場車両 21-3

訂正前) 22-1に該当する車両であっても2017MFJ 国内競技規則付則・・・(後略)

↓

訂正後) 21-1に該当する車両であっても2018MFJ 国内競技規則付則・・・(後略)

4) 第22条 NEO スタンダードクラス車両基本仕様

訂正前) (前略)・・・(P. 42付則1参照)

↓

訂正後) (前略)・・・(P. 43付則1参照)

5) 第23条 車両基本仕様

訂正前) ※NEO スタンダード各クラスの車両については、第23条に規定される部分は除く。

↓

訂正後) ※NEO スタンダード各クラスの車両については、第22条に規定される部分は除く。

6) 第24条 買取規定(“7時間決勝レース”のみ適用 24-1

訂正前) (前略)・・・決勝レースで優勝した車両は、25-2に定められた金額で、・・・(後略)

↓

訂正後) (前略)・・・決勝レースで優勝した車両は、24-2に定められた金額で、・・・(後略)

公式通知 No.10-2

7) 第36条 決勝レース時間

訂正前) (前略)・・・土曜決勝レースには、第34条 34-1・34-2・34-4により・・・(後略)

↓

訂正後) (前略)・・・土曜決勝レースには、第33条 33-1・33-2・33-4により・・・(後略)

8) 第41条 レース中の車両修理 41-3

訂正前) (前略)・・・給油については第46条に従って行われる。・・・(後略)

↓

訂正後) (前略)・・・給油については第44条に従って行われる。・・・(後略)

9) 第45条 フルコースコーション(競技の一時中立化) 45-2 ①セーフティーカー導入手順 (10)

訂正前) この間スペアマシンとの交換は認められない。

↓

訂正後) 全文削除

10) 第46条 競技の中断 46-5 (A) ケース A (3)車両に対する作業

(該当条文 大会特別規則 第5章 第51条 競技の中断)

以下の通り訂正する。

競技中断の合図が出された時点で、ピット作業中の車両は合図が出された以降も引き続いて全ての作業を継続することができる。競技役員の指示によりメインストレート上のセーフティーカー後方のグリッドに着いた時点から、グリッド上にてピット作業を行うことができる。ただし、以下の作業は禁止される。

- ・燃料補給
- ・タイヤ交換(競技監督が認めた場合を除く)

以上